関門港における灯浮標等衝突事故の状況



船舶事故により損傷を受けた関門航路第 35 号灯浮標 (海上保安庁第七管区海上保安本部提供)



運輸安全委員会事務局 門 司 事 務 所 平成 27 年 3 月

- 1. はじめに
- 2. 船舶事故及びインシデントの発生状況
 - ① 門司事務所管内における事故等発生状況
 - ② 関門港における航路別灯浮標等(※)衝突事故発生状況
- ③ 関門航路における灯浮標別衝突事故発生状況 ※航路灯標を含む。
- 3. 関門港における灯浮標等衝突事故の詳細について
 - ① 発生時間帯別内訳
 - ② 船種別内訳
 - ③ 総トン数別内訳
 - 4 船籍別内訳
 - ⑤ 潮流状況別内訳
 - ⑥ 原因別内訳

4. 事故事例

- ① 事例 1 貨物船 A 号衝突(灯浮標)
- ② 事例2 押船B丸バージC号衝突(灯浮標)
- 5. まとめ



1. はじめに

運輸安全委員会事務局門司事務所は、山口県西部及び北部、大分県、宮崎県、福岡県及び鹿児島県の大部分と長崎県の一部に接する海域、河川、湖などを管轄区域としています。

門司事務所の管轄している区域の中で、関門海峡は、我が国でも有数の船舶輻輳 水域であり、潮流が早く、航路幅が狭く、屈曲しているため操船の難しい航路で あることから、事故の多い場所となっています。

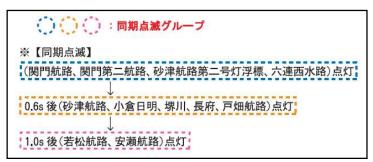
平成 24 年度に門司事務所は、関門港(関門海峡及び関門港区)における船舶事故について分析し、関門港を通航する船舶が、安全に関門港を通航するために注意すべき提案をしました。

最近の関門港における船舶事故では、灯浮標等との衝突事故が増加しており、 第七管区海上保安本部からも平成 24 年 12 月 12 日以降 3 度に渡り、灯浮標への船 舶衝突注意喚起文が発出されています。

このことから平成 26 年度は、関門港における灯浮標等との衝突事故について分析することとしました。

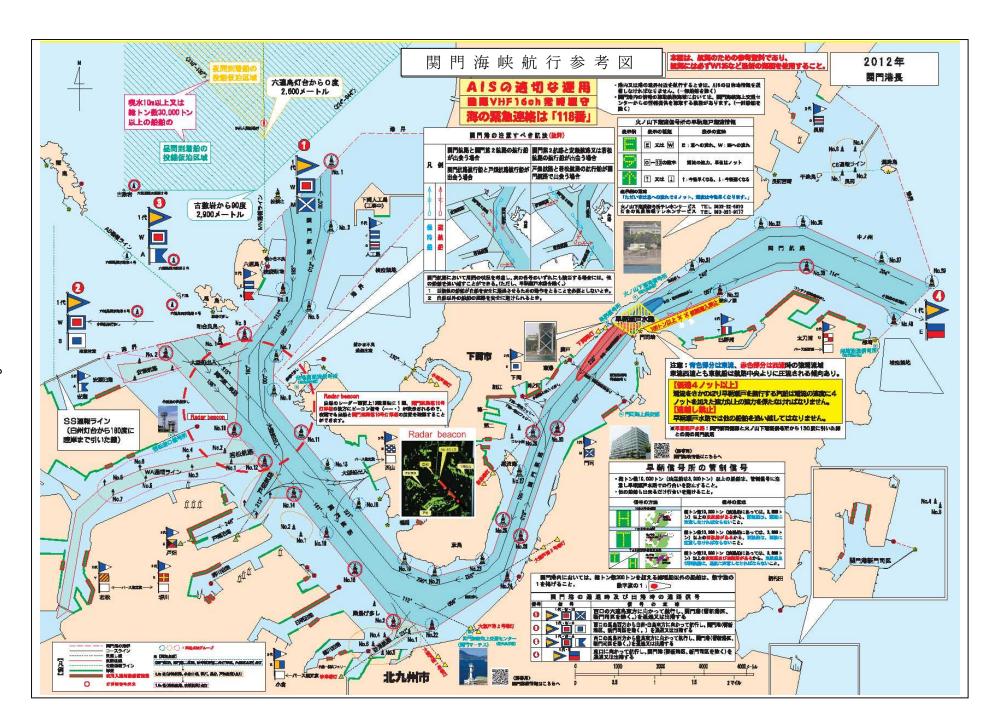
関門港(響新港区及び若松区の一部を除く)における灯浮標等の配置状況は次 頁の「関門海峡航行参考図(海上保安庁第七管区海上保安本部提供)」のとおりと なります。

なお、現在、関門港では以下のように、灯浮標の同期点滅や灯浮標番号の発光表示化が図られています。



【参考】関門海峡航行参考図

http://www6.kaiho.mlit.go.jp/kanmon/moji/sankouzu/koukouzu-nihon.pdf

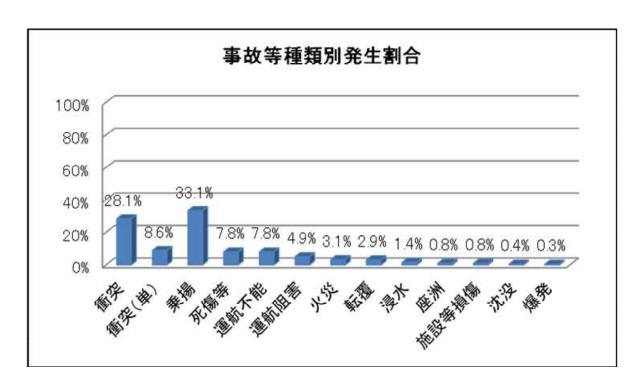


2. 船舶事故等の発生状況

① 門司事務所管内における事故発生状況

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	合計
衝突	37	60	59	47	40	35	278
衝突(単)	9	15	15	16	15	15	85
(うち灯浮標等衝突)	(1)	(5)	(2)	(2)	(10)	(4)	(24)
乗揚	38	56	76	69	53	35	327
死傷等	6	15	9	13	12	22	77
運航不能	17	9	8	14	18	11	77
運航阻害	15	4	8	9	2	10	48
火災	2	4	2	2	12	9	31
転覆	1	4	3	11	5	5	29
浸水	1	3	0	2	3	5	14
座洲	2	0	2	0	2	2	8
施設等損傷	0	3	1	2	1	1	8
沈没	0	0	1	2	0	1	4
爆発	0	1	0	0	1	0	2
合計	128	174	184	187	164	151	988

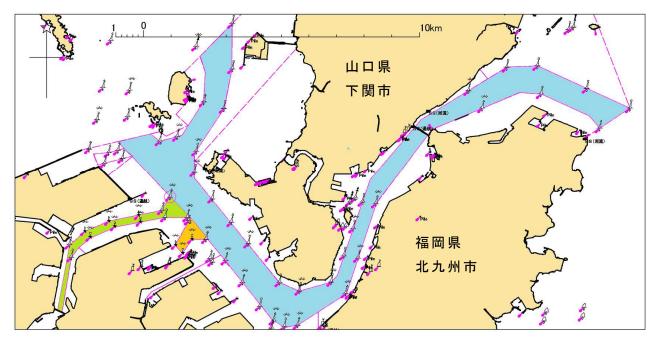
注: 表中の件数は、平成 20 年 10 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日までに公表 された案件を根拠として算出しています。(以下、次頁以降の表も同じ。)

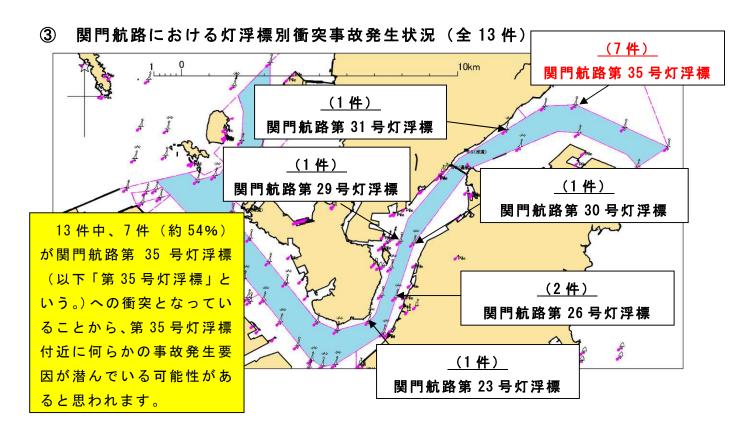


② 関門港における航路別灯浮標等衝突事故発生状況

発生年	平成	平成	平成	平成	平成	平成	合計
航路名	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	百百
関門航路	0	2	1	0	7	3	13
若松航路	0	0	1	1	1	1	4
戸畑航路	0	0	0	1	0	0	1
合計	0	2	2	2	8	4	18

砂津航路、安瀬航路、奥洞海航路、響航路においては、発生〇件。





3. 関門港における灯浮標等衝突事故の詳細について

① 発生時間帯別内訳(全18件)

時間	件数	航路・灯浮標等番号
00:00~01:00	1	関門・35号
01:00~02:00	0	
02:00~03:00	1	関門・29 号
03:00~04:00	2	関門・35号、若松・7号
04:00~05:00	1	関門・26号
05:00~06:00	0	
06:00~07:00	1	関門・35号
07:00~08:00	0	
08:00~09:00	1	関門・26 号
09:00~10:00	0	
10:00~11:00	0	
11:00~12:00	1	戸畑・1 号
12:00~13:00	1	若松・堺川 2 号
13:00~14:00	2	関門・23 号、31 号
14:00~15:00	0	
15:00~16:00	0	
16:00~17:00	0	
17:00~18:00	1	関門・30 号
18:00~19:00	1	若松・2号
19:00~20:00	2	関門・35号、若松・4号
20:00~21:00	1	関門・35 号
21 : 00~22 : 00	1	関門・35 号
22:00~23:00	1	関門・35 号
23:00~24:00	0	

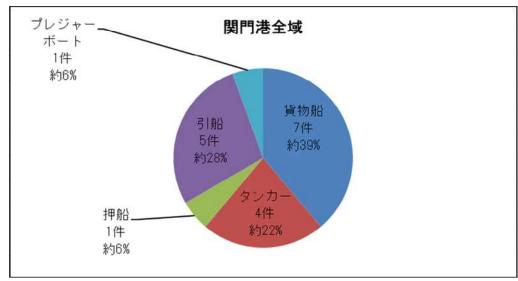
考察: 18:00~06:00(12時間)の時間帯に 11件(約61%)が発生しています。

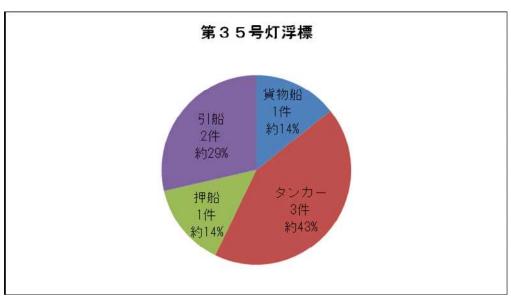
第35号灯浮標への衝突は、7件中、6件(約86%)が同時間帯に発生しています。

全体的に見ると、特に注目すべき時間帯は見受けられませんが、第 35号灯浮標に関しては、日中と比較して夜間もしくは薄明又は薄暮時 における発生が多いことから、周囲が暗い時間帯に事故発生要因が潜 んでいる可能性があると思われます。

② 船種別内訳(全18件)

用途	関門港全域	第 35 号灯浮標
貨物船	7	1
タンカー(油、ケミカル、LNG 等)	4	3
押船 (物件押航中)	1	1
引船(物件えい航中)	5	2
プレジャーボート	1	0
合計	18	7





考察: 関門港全域で見ると、貨物船が全件数の約39%、タンカーが約22%、 押船が約6%、引船約28%、プレジャーボート約6%となっています。 第35号灯浮標の場合、タンカーが約43%、引船が約29%、貨物船と 押船が約14%となり、特に第35号灯浮標だけに見られる特色はないように思われます。

③ 総トン数別内訳(押船・引船は、台船等の物件のトン数を含まない。)

関門港全域	第 35 号灯浮標
1	0
1	0
1	0
7	4
5	3
1	0
2	0
18	7
	1 1 1 7 5 1 2

考察: 100 トン以上 3,000 トン未満の船舶の比率が高いことが分かります。 関門港全域における灯浮標衝突事故発生件数 18 件の内 12 件(約 67%)、 第 35 号灯浮標に衝突した件数では、7 件中 7 件(100%)が、100 トン 以上 3,000 トン未満の船舶によって引き起こされています。

4 船籍別内訳

国籍	関門港全域	第 35 号灯浮標
日本	13	6
大韓民国	1	0
中華人民共和国香港特別行政区	1 (P)	0
パナマ共和国	1	1
ジャマイカ	1	0
リベリア共和国	1 (P)	0
合計	18	7

※(P)はパイロット乗船中

考察: 関門航路全域においては、日本籍船 13 件(約 72%)、外国籍船 5 件(約 28%)の発生割合で、うち 2 件にパイロットが乗船していました。

第 35 号灯浮標に関しては、日本籍船 6 件(約 86%)、外国籍船 1 件(約 14%)となっています。

⑤ 潮流状況別内訳(早鞆瀬戸)

潮流の向き及び状況	関門港全域	第 35 号灯浮標
東流 (開始時付近)	_	_
東流(開始後1時間付近)	1	1
東流 (最強前1時間付近)	_	_
東流 (最強時付近)	1	_
東流 (最強後1時間付近)	2	1
東流(転流前1時間付近)	5	5
転流付近	1	_
西流(開始時付近)	_	_
西流(開始後1時間付近)	3	_
西流(最強前1時間付近)	2	_
西流 (最強時付近)	1	_
西流(最強後1時間付近)	1	_
西流(転流前1時間付近)	1	
合計	18	7

考察: 関門港全域で見れば、潮流の方向及び強さとはあまり関連がないように見受けられます。しかし、第35号灯浮標に限れば、すべて東流時に事故が発生していることから、東流による圧流が第35号灯浮標に衝突する事故に少なからず関与している可能性があると考えられます。

第35号灯浮標との衝突事故のうち東流最強時の事故がなく、転流前1時間付近が5件と、最も多く発生していることから、東流が事故発生要因の可能性があると思われます。

次ページの東流(転流前1時間付近)の潮流図を見ると、第35号灯 浮標付近では、潮流が北方へ流れているのが分かります。

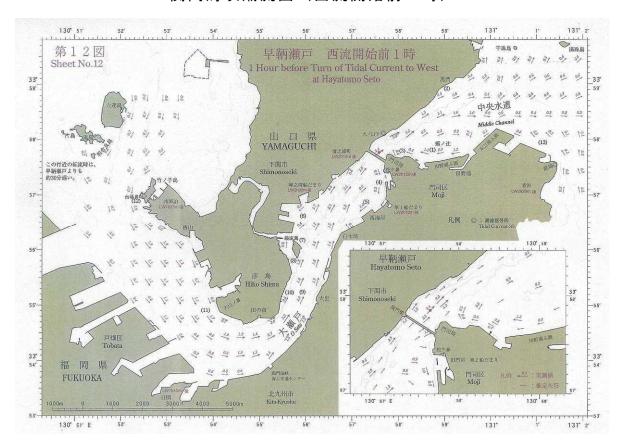
第35号灯浮標付近を航行する船舶は、同灯浮標の南方を通過するので、潮流によって同灯浮標側へ圧流されます。

狭水道の特徴として、転流期に船舶交通量が多くなります。

関門航路においても同様に早鞆瀬戸や大瀬戸など、潮流の影響が大きい湾曲部が複数存在するため、潮流の影響が少ない時期に多くの船舶が、輻輳する状況となり、追い越しや並列航行の状況に加えて、航路の横断船や潮待ちして停船する漁船が存在します。

結果として、航路内は、種々の船舶が入り乱れた状況となります。

関門海峡潮流図 (西流開始前1時)



⑥ 原因別内訳

原因	関門港全域	第 35 号灯浮標
潮流及び風による圧流	3	1
潮流のみによる圧流	4	2
風のみによる圧流	2	0
操船不適切	4	1
機関不具合	1	0
不注意	4	3
合計	18	7

考察: 関門港全域における灯浮標衝突事故では、操船の不適切または不注意 を原因としたものがいずれも 4 件(約 22%)と多く、全体の約 44%で あり、潮流を原因の一つとしたものが 7 件(約 39%)となっています。 第 35 号灯浮標に限れば、3 件(約 43%)が潮流を原因もしくは原因 の一つとしています。

なお、原因とはされていないものの、事故発生時、潮流による影響があった事実を示したものも3件あり、これらを合わせると6件(約86%)となることから、第35号灯浮標に関して言えば、潮流が衝突事故の主たる要因となる可能性があると考えられます。

4. 事故事例(注:事例中の図はイメージです。)

① 事例 1

貨物船A号衝突(灯浮標)

潮流及び風により圧流されて第35号灯浮標に衝突

A 号: 2,967 トン (Lr:90.9m × B:15.8m × D:7.4m)、関門航路東口から入航して北西進中 乗組員 15 人、操船者: 一等航海士 (中華人民共和国籍) 男性 36 歳

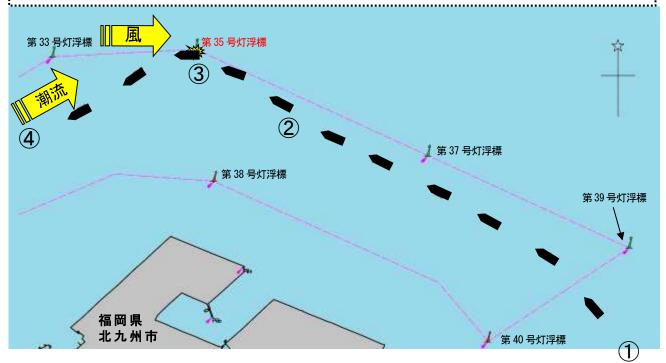
ー等航海士免状 (パナマ共和国発給)

(補助見張りとして甲板長、操舵手として甲板員が在橋)

発生日時場所:平成 25 年 11 月 20 日 19 時 09 分ごろ、第 35 号灯浮標

気象及び海象:晴れ、風力5の西風、視界良好

早鞆瀬戸の潮流 最強時 17 時 23 分 東流 5.5 /ット、転流時 19 時 57 分



- (1) A号の一等航海士は、部埼潮流信号所の表示を確認した。
- ② A号は、18時56分ごろ関門航路東口から入航して北西進中、一等航海士が、折からの東向きの潮流に押されて第35号灯浮標に接近することを感じた。
- ③ ──等航海士は、第35号灯浮標の西方を1ケーブルの距離で通過する予定で左舵10°を命じて左転し、第35号灯浮標を右舷に見て通過した。(※1ケーブル=0.1海里)
- 一等航海士は、関門海峡海上交通センターのVHF電話による呼出しを受け、A号が、第35号灯 浮標に19時09分ごろ接触したことを知り、巡視船の先導を受け、関門港門司区に投錨した。

本事故は、夜間、本船が、関門航路を北西進中、一等航海士が第35号灯浮標の西方を1ケーブルの距離で通過しようとしたため、潮流及び風により、右舷側へ圧流され、第35号灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。

報告書掲載URL → http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2014/keibi2014-3-37_2013mj0161.pdf

② 事例 2

押船B丸バージC号衝突(灯浮標)

潮流により圧流されて第35号灯浮標に衝突

B丸:136 トン(Lr∶26.0m×B∶9.4m×D∶6.0m) 関門航路東口から入航して北西進中

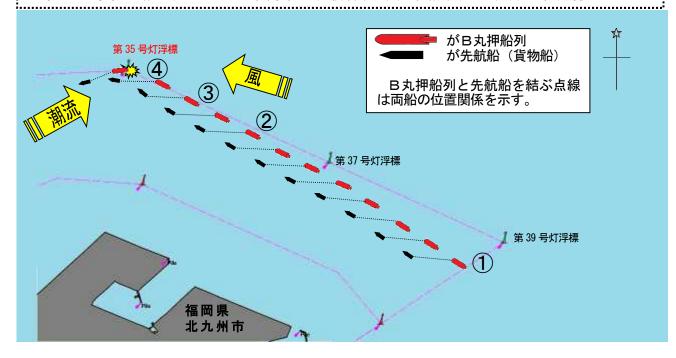
乗組員7人、操船者:船長、五級海技士(航海) 男性 64歳 (機関操作及び補助見張りとして機関員1人が在橋)

C号:約2,786 トン(L:99.00m×B:21.00m×D:5.15m) B丸によって被押航中

無人、積荷:バラスト水約3,800 トン

発生日時場所: 平成 25 年 10 月 20 日 03 時 37 分ごろ、第 35 号灯浮標

気象及び海象:晴れ、風力3の東南東風、視界良好、早鞆瀬戸の潮流 東流約6/ット



- ① B丸船長は、先航船と関門海峡海上交通センターとのVHF無線交信を聞いて先航船の最大速力が 12~13 /ットであることを知り、約 10.5 /ットで先航船に続航して行くつもりで関門航路に入航した。
- ② B丸船長は、先航船を左舷船首方約0.2 海里に見ながら北西進中、関門航路第37 号灯浮標と第35 号灯浮標の中間地点に差し掛かった頃、先航船の速力が僅かに落ち始めたことを認めた。
- 图丸船長は、先航船との船間距離を保つため、速力を減じた上、僅かに右転して航路の右側端を航行中、先航船が徐々に右偏して接近して来るので、更に速力を減じたところ、潮流により右方に圧流され始め、第35号灯浮標を正船首に見る状況となった。
- 日丸船長は、その後、機関停止として前進惰力で第35号灯浮標に接近し、先航船が第35号灯浮標を通過したこと認め、機関を全速力前進及び左舵一杯として左転中、C号は第35号灯浮標を通過したが、B丸の右舷船尾部が第35号灯浮標を乗り切って沈没させた。

原 本事故は、夜間、関門港の関門航路において、B丸押船列が、先航船に続いて北西進中、船長Bが、先航船との船間距離を保とうとし、第35号灯浮標の手前で減速したところ、潮流で右方に圧流されたため、B丸の船尾部が第35号灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。

報告書掲載URL → http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2014/MA2014-3-70_2013mj0141.pdf

5. まとめ

関門航路は、潮流が早いことで有名ですが、流速9ノットというような強い流れは早鞆瀬戸(関門大橋付近)の水路中央部に限られており、灯浮標等への衝突は、通航する船舶の数に比べ、著しく多く発生しているとは言えません。

しかし、第 35 号灯浮標に限っては最近、衝突事故が多発しており、すべての事故が東流の場合に発生しています。これは、東流時、早鞆瀬戸の早い潮流が、第 35 号灯浮標にほぼ直線的に流れ、最強時における第 35 号灯浮標付近の流速が約 2 ~4 ノットほどあるので、潮流による圧流の影響が他の灯浮標付近の圧流よりも大きく関与しているものと推定しました。

ところが、平成 20 年から平成 25 年までの船舶と第 35 号灯浮標との衝突事故を調査したところ、事故はすべて東流のときに発生していましたが、東流の最強時付近での発生はなく、東流から西流に転流する約 1 時間前の潮流が弱くなったころに多く発生していることが分かりました。

また、東流から西流に転流する約1時間前の第35号灯浮標付近における潮流は、 北方に向いて流れています。

即ち、東流の強さが事故の原因と関連しているのではなく、東口から関門航路に入航する船舶が、安全に航行するため潮流が弱くなるまで待機し、転流の1時間前くらいに通航しようとする船舶が多くなり輻輳水域となること及び北方に流れる潮流による圧流が事故発生の原因となる可能性があると考えられます。

また、狭い関門航路において、航路内で操業する小型漁船や遊漁船もあることや、風や霧の発生など自然現象的な要因も存在します。

このような事故につながる危険要因が第35号灯浮標付近に存在しています。

よって、第35号灯浮標を含む関門航路を通航する船舶は、気象情報や航路内情報を事前に入手しておくとともに、自船の操船性能を十分に把握した上で、レーダーなどの航海計器を存分に活用し、関門海峡海上交通センター(通称関門マーチス)からの情報提供や指示に従って速やかな判断を行い、交通の秩序を保つよう努力することが、関門航路内での灯浮標等との衝突事故を防止する最善策と思われます。

問い合わせ先

運輸安全委員会事務局門司事務所

〒801-0841 北九州市門司区西海岸一丁目 3 番 10 号 門司港湾合同庁舎 10 階

TEL 093-331-3707 FAX 093-332-1324

E-mail mojjim-u63et@mlit.go.jp

運輸安全委員会HP http://www.mlit.go.jp/jtsb/index.html